

「農地等の利用の最適に関する意見」の提案

改正農業委員会法の施行に伴い、第2回目となる「農地等の利用の最適化に関する意見」を10月12日に、本会農政対策委員有志5名により、宮城県知事（武藤伸子農林水産部長）あてに提出致しました。

本年度の「意見」につきましては、2回開催の農政対策委員会（委員数11名）主導のもと、昨年度の提案をベースに、各市町村の農業委員会、各市町村の認定農業者組織、宮城県農業法人協会、みやぎアグリレディス21、それぞれからいただいた意見を加筆・修正し、素案を作成いたしました。

また、5つの市町農業委員会を訪問し、いただいた現場の生の意見を素案に反映し、最終案とりまとめを、9月14日開催の理事会で審議し、成案といたしました。

提案会当日は、意見書を手渡し後、中村会長から意見提出の趣旨を述べた後、佐々木副会長から意見の要旨を説明いたしました。意見書の構成は、Ⅰ遊休農地の解消、Ⅱ担い手への農地集積、Ⅲ担い手育成、Ⅳ新規参入の促進、Ⅴ関連項目の5項目となっております。

「Ⅰ遊休農地の解消」につきましては、農業振興地域内遊休農地に対する固定資産税の課税強化について、一部農家が不利益を被ることのないよう指導啓発の強化を図ること、そして、拡大する鳥獣被害について、早急かつ総合的な対策をしっかりと講じることなどを求めています。

「Ⅱ担い手への農地利用集積」については、農地中間管理事業の拡充について、農地集積率90%の目標達成に向け、機構集積協力金など予算の十分な確保に併せ、借入地代の助成など本県独自の施策を求めています。また、土地利用規制等においては、秩序ある土地利用を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律」と「農地法」について、他法令との調整を図りつつ厳格な運用に努めることなどを求めています。

「Ⅲ担い手育成」については、県内に多数存在する生産組織は、高齢化等により活動の低調なものが多く、「生産組織経営調査」の実施と集落営農組織の再編が必要であります。また、農業法人の経営体質強化にもつながる第三者認証GAP取得の支援強化を求めています。さらに、女性の主体的参画のための環境整備の促進では、2020年まで30%の登用目標が掲げられておりますが、「女性コーディネーター育成講座」を開催し女性リーダーの育成を図ることなどを求めています。

「Ⅳの新規参入の促進」については、市町村農業委員会に設置した相談窓口を活用して、民間企業の農業参入に係る情報の共有化を進める支援の強化などを求めています。

「Ⅴの関連項目」のその他については、TPP及び日欧EPAの国内対策と並行した県の独自対策の構築を、また、意見交換を通して地域農業の課題解決を手がける「地域農業戦略会議」の設置などを求めています。

最後に、「意見書本体には載せておりませんが、改正農業委員会法が施行されて以来、農地利用の最適化が農業委員会活動の重点項目に位置づけられたところではありますが、農林水産省の指導は、最適化活動の中でも中間管理事業の活用による農地の利用集積の実績を上げることに特化しているように見えます。中山間地域を抱える市町村においては、農地集積よりも遊休農地発生防止が最重点課題のところもありますし、過疎化の進んでいるところは新規参入に頼らざるを得ないところもあるなど、市町村の状況に応じた農業委員会の最適化活動があること。」を口頭で申し添えいたしました。

武藤農林水産部長からは、「宮城県農業委員会ネットワーク機構と強く連携しながら、提案いただいたご意見を踏まえ、『みやぎ食と農の県民条例基本計画』に基づく各種施策を積極的に展開していくことにより、「若者があこがれる魅力ある農業」を目指し、持続可能な農業・農村の構築を図って参ります」との回答がありました。

その後、懇談を行い、最後に、鈴木副会長から閉会の挨拶を述べ、提案会を閉じました。

今年度の意見とりまとめに当たり、ご協力をいただきました各市町村の農業委員会、団体の方々に感謝申し上げますとともに、第3回目となります平成30年度「意見」の作成に当たりましては、今年度以上のご意見・ご提案をいただきますようお願いいたします。なお、各市町村農業委員会におきましても、改正農業委員会法第38条により、各行政庁への「意見」の提出に取り組んでいただければと考えております。